

**共同相続された預貯金債権を遺産分割の対象とした大法廷決定**

【文献種別】 決定／最高裁判所大法廷  
【裁判年月日】 平成28年12月19日  
【事件番号】 平成27年（許）第11号  
【事件名】 遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件  
【裁判結果】 破棄差戻し  
【参照法令】 民法264条・427条・898条・907条  
【掲載誌】 裁時1666号1頁、金判1508号10頁、金法2058号6頁

LEX/DB 文献番号 25448337

**事実の概要**

平成24年3月に死亡したAは、生前、弟の子であるXと、妹Bを養子としていた。Aは、不動産（258万円余相当。以下「本件不動産」という。）と、複数の金融機関における預貯金（以下「本件預貯金」という。）を有していた。Aは、生前、Bに対して約5,500万円を贈与し、その後Bが死亡してその子Yが相続したため、これはYの特別受益に当たる。このような事実関係の下で、Xを申立人、Yを相手方として、遺産分割を求める申立てがされた。

第一審（大阪家審平26・12・5金判1508号22頁）は、Xが本件不動産を全部取得することのみを認め、抗告審（大阪高決平27・3・24金判1508号21頁）もそれを踏襲した。この際、本件預貯金は、相続開始と同時に当然に相続人が相続分に応じて分割取得し、相続人全員の合意がない限り遺産分割の対象とならないと判示された。

これを受け、Xが許可抗告し、第一小法廷から大法廷へと回付されたのが本件である。

**決定の要旨**

1 預貯金を遺産分割の対象とすることで共同相続人間の実質的公平を図ることが望ましいことを確認し、預貯金契約は消費寄託の性質を有するものであるとしつつ、金融機関の処理すべき事務には、「預貯金の返還だけでなく、振込入金の受入れ、各種料金の自動支払、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務の性質を有す

るものも多く含まれている」（最一小判平21・1・22民集63巻1号228頁参照）と指摘し、預貯金には利息が支払われること、預貯金払戻手続は簡易であること、「金融機関が預金者に対して預貯金口座の取引経過を開示すべき義務を負うこと」（前掲最判平21年）などから、「預貯金債権の存否及びその額が争われる事態は多くなく、預貯金債権を細分化してもこれによりその価値が低下することはないと考えられる」。

2 そして、本件預貯金のうち、普通預金及び普通貯金については、普通預金契約及び通常貯金契約「の結果発生した預貯金債権は、口座の既存の預貯金債権と合算され、1個の預貯金債権として扱われるものである。また、普通預金契約及び通常貯金契約は預貯金残高が零になっても存続し、その後に入金が行われれば入金額相当の預貯金債権が発生する」。このような「上記各債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはないと解される」。そして、「預貯金債権が相続開始時の残高に基づいて当然に相続分に応じて分割され、その後口座に入金が行われるたびに、各共同相続人に分割されて帰属した既存の残高に、入金額を相続分に応じて分割した額を合算した預貯金債権が成立すると解することは、預貯金契約の当事者に煩雑な計算を強いるものであり、その合理的意思にも反する」。

定期貯金については、預入期間内の払戻しに制限があることと引き換えに通常貯金よりも利率が高いことは「単なる特約ではなく定期貯金契約の要素というべきである。しかるに、定期貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する」。

3 以上より、「預貯金一般の性格等を踏まえつつ以上のような各種預貯金債権の内容及び性質をみると、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるのではなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である」として、最三小判平 16・4・20 集民 214 号 13 頁その他上記見解と異なる当裁判所の判例は、いずれも変更し、高裁に差し戻した。

なお、本決定には、岡部喜代子補足意見①、大谷剛彦ほか5名補足意見②、鬼丸かおる補足意見③、木内道祥補足意見④、大橋正春意見⑤が付されている。

## 判例の解説

### 一 論点の限定

本決定は、平成 28 年 3 月 23 日に大法廷に審理が回付されて以来、従来の判例法理が変更される可能性が示されたことで、学問上も実務上も極めて注目された事件についてのものである。

従来、理論上の論点としては、補足意見①の岡部判事が (1) 共同相続財産の帰属形態は共有か合有か、(2) その持分割合は法定相続分割合なのか具体的相続分割合なのか、(3) 共有説に立つとしても可分債権については特に別途考察する必要があるか、(4) 遺産分割の対象財産は何か、に整理していたところである<sup>1)</sup>。(2) と (4) は相続法プロパーの問題であり、いずれも本決定中で重要な判断が示されているものの（補足意見④及び⑤は有益な示唆を与え、補足意見②は本決定後の手当を論じる。）、この新・判例解説 Watch の家族法で改めて採り上げられるであろうから、本解説では財産法の問題である (1) 及び (3) を中心に検討を加えたい。

### 二 裁判例の状況

問題の立て方を【共同相続された可分債権を遺産分割の対象にできるか】とした場合のリーディングケースは、最一小判昭 29・4・8 民集 8 巻 4 号 819 頁（不法行為に基づく損害賠償請求権）となる。これは端的に「相続人複数ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するを相当とする」と判示したものであるが、引用された大判大 9・12・22 民録 26 輯 2062 頁（保険金請求権）が「民法 427 条の法意に徴し、ことに明白なり」としたことが条文上の根拠である。ここで示された枠組みは、【共同相続においては、相続財産は 898 条・899 条により相続分に応じた共有となり、金銭債権については 264 条が適用されるが、同条の特則として 427 条が適用され、遺産分割を待たずに法律上当然に相続分に従って分割され、各共同相続人に帰属する。】と整理できよう<sup>2)</sup>。預貯金債権も同様に扱うのが判例法理であった（本決定が変更した最判平 16 年）。

しかし、近時積み重ねられている判例は、上記判例法理（当然分割原則）とは異なる展開を志向している。すなわち、①預金債権は分割して帰属するものの、相続人名義の預金口座の取引経過の開示を求める権利については、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づいて、そのうちの 1 人が単独で行使することができるとした判決（前掲最判平 21 年）、②定期郵便貯金が郵便貯金法上の制限を受けていることを理由に、貯金者死亡後も、共同相続人に当然に相続分に応じて分割されるわけではないとした判決（最二小判平 22・10・8 民集 64 巻 7 号 1719 頁）、③委託者指図型投資信託が法令上の監督に服することを理由に、その受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるわけではないとした判決（最三小判平 26・2・25 民集 68 巻 2 号 173 頁）、同じく投資信託において、相続開始後に信託期間終了による金銭が受益権販売会社における被相続人名義の口座に入金された場合であっても、その預り金の返還を求める債権は当然に相続分に応じて分割されるわけではないとした判決（最二小判平 26・12・12 金法 2014 号 104 頁）である。

これらの判例群は、預金契約上の地位や法令上の制限を受けていることから当然分割原則とは異

なる帰結を導いているが、①は預金債権の当然分割原則は維持しながら預金契約上の地位が共同相続人全員に帰属することを理由にあげ、②・③は問題となった債権は可分債権ながらも法令上の制限が存在することを理由に当然分割の例外としていた。

また、著名な非嫡出子相続分差別規定違憲判決（最大決平 25・9・4 民集 67 卷 6 号 1320 頁）では、その拘束性に関する説示の中で、「相続の開始により直ちに……相続分割合による分割がされたものとして法律関係が確定的なものとなったとみることは相当ではなく」と述べて、当然分割原則と異なる旨を示していた。

### 三 本決定の枠組み

1 本決定は、預貯金債権について当然分割原則を排除し、共同相続人間での合意によらずして遺産分割の対象とすることを示した。変更されたのは最判平 16 年等の預貯金債権に関わる判例群であって、可分債権一般に関わる最判昭 29 年ではないことには注意が必要である。そして、「預貯金債権の内容及び性質」について検討し、普通預金及び通常貯金については 1 個の債権としての「同一性」を指摘した部分が重要な新判断である（定期貯金については②で示された判示内容を繰り返している。）。

当然分割原則に対しては、学説上、898 条の「共有」をめぐる議論が積み重ねられ、内容に差はあるものの、共同相続された可分債権は遺産分割によって帰属を決定すべきとの見解が有力に主張されてきた<sup>3)</sup>。それでも裁判所は判例法理を維持し続けてきた<sup>4)</sup>。しかし、前掲①～③の近時判例群は当然分割原則からすれば許容されない結論を、遺産共有の性質論とは異なる理由によって導いていた<sup>5)</sup>。

預貯金が口座内で 1 個の債権として「同一性」を維持していることは、預貯金債権の発生原因たる預貯金契約上の地位が共同相続人間で準共有されていることをその前提としているといえよう。補足意見③は、「契約の性質上、共同相続人は、入金額が合算された 1 個の預貯金債権を準共有になるものと解される」と述べているが、従来の学説で主張されていたところを容れ、①の論理を債権の当然分割否定まで広げたものと評価できよう<sup>6)</sup>。

2 従来の判例法理は、【共同相続された可分債権を遺産分割の対象にできるか】と問題設定し、論点 (1) につき共有と解し (3) につき 427 条が適用されることから当然分割を導いていた。これに対して本決定は、【共同相続された預貯金契約上の地位から生じていた預貯金債権を遺産分割の対象にできるか】について判断を示した点が重要である。論点 (1) 及び (3) については直接判断を示すことなく、契約上の地位の準共有から検討するという視点へと転換したと評価できる。これは既に①で示されていたが<sup>7)</sup>、遺産分割対象性についても契約から判断することが明らかにされた<sup>8)</sup>。

ただ、本決定によって論点 (1) 及び (3) が解決されたかという点、なお疑問である。前述のように、補足意見③は、預貯金契約上の地位が準共有される以上、当該契約から生じる債権債務も準共有されると述べている。しかし論理必然ではなく、結局は当該契約の内容から、本件で問題となった預貯金については遺産分割の対象とすると判断されたにすぎない。本決定の結論部分では「預貯金一般の性格等を踏まえつつ以上のような各種預貯金債権の内容及び性質をみると」としか説示されておらず、地位を準共有された預貯金契約から生じる債権債務がどのように帰属するのかについては、それらも準共有となると解するのが自然ではあるものの、なお問題が残されているのではないだろうか<sup>9)</sup>。

3 本決定を、論点 (1) につき 427 条によって可分債権は当然分割され、(3) につき預貯金債権に限って別途考察を加えた結果、遺産分割の対象とすると判断を示したものとして、その射程を狭めて理解することもあり得る。最判昭 29 年は変更されなかったのであるし、補足意見①が「当然に分割されると考えられる可分債権はなお各種存在し、預貯金債権が姿を変える場合もあり得る」と指摘することからも、当然分割原則はなお維持されていると理解せざるを得ない。

ただ、そもそも 427 条にそこまでの効力があると理解することが適切なのから再考される必要がある。この点につき、相続法分野に財産法分野の 427 条が適用されると述べるだけでは<sup>10)</sup>、解釈論として不十分である。近時では、427 条を前提とした当然分割原則の実質化を試みる研究もなされている<sup>11)</sup>。もともと、大判大 9 年の上告

理由で、共同相続の場合に 427 条を適用することはできない旨の指摘がなされていたにもかかわらず、大審院は何らの言及もしなかった<sup>12)</sup>。そのツケが回ってきたともいえるのではないだろうか。

#### 四 法改正の動向

本決定以前から、「預貯金債権等の可分債権」を遺産分割の対象とするかが法制審議会で議論されており、中間試案では甲乙 2 案が示されているが、遺産分割の対象とすることで一致している<sup>13)</sup>。甲案は遺産分割がされるまでの間も共同相続人各自の権利行使を原則として認め、乙案は権利行使を原則として禁止している。本決定は乙案に親和的であるが<sup>14)</sup>、そもそも預貯金債権を可分債権の典型例と想定していることから批判する見解もある<sup>15)</sup>。筆者としてはそのような見解に賛成しつつも、可分債権一般を見据えて、427 条の妥当範囲を再検討する必要性を指摘しておきたい。本決定が預貯金契約上の地位の準共有を明言しながら、預貯金債権の準共有まで直截に導かなかったのは、427 条の適用問題が残されているからだと理解する。民法（債権関係）改正案では現行 427 条がそのまま維持されたが、検討段階では 427 条を機械的に適用する姿勢を改める提案がなされていたところである<sup>16)</sup>。本決定を受けた今後の議論を注視したい。

#### ●—注

- 1) 岡部喜代子「可分債権の遺産分割」法研 72 卷 12 号(1999 年) 498 頁。
- 2) (裁) 判例による当然分割原則の生成と、898 条・899 条の「共有」の解釈については、谷口知平＝久貴忠彦編『新版注釈民法(27) 相続(2)』(有斐閣、1989 年) 137 頁以下 [宮井忠夫＝佐藤義彦] を参照されたい。
- 3) 問題状況につき、谷口＝久貴編・前掲注 2) 4 頁 [右近健男]、300 頁以下 [潮見佳男] を参照。
- 4) 宮本誠子「判批 (最判昭 29 年)」水野紀子＝大村敦志編『民法判例百選Ⅲ(別ジュリ 225 号)』(有斐閣、2015 年) 133 頁。下級審判決も含めて、能見義久＝加藤新太郎『論点体系 判例民法 10 相続(第 2 版)』(第一法規、2013 年) 71～74 頁、83～84 頁 [大塚正之]。当然分割原則に従って共同相続人の 1 人がした分割払戻請求に応じなかった銀行の対応を、確立した判例に反し、法律上拒めないとまで述べて不法行為責任を肯定した裁判例すら現れていた(拙稿「判批 (大阪高判平 26・3・20)」新・判例解説 Watch (法七増刊) 15 号(2014 年) 87 頁参照)。
- 5) 遺産共有の性質をどのように理解するのか(共有か合共有か)から結論は導かれなことを指摘するものとして鈴木禄彌『相続法講義〔改訂版〕』(創文社、1996 年) 211 頁。学説の全体像と近時の研究動向については松川正毅＝窪田充見編『新基本法コンメンタール相続(別冊法セ)』(日本評論社、2016 年) 46～47 頁 [副田隆重]。
- 6) 我妻栄『債権各論中巻二(民法講義 V<sub>3</sub>)』(岩波書店、1962 年) 742 頁、道垣内弘人「普通預金の担保化」中田裕康＝道垣内弘人編『金融取引と民法法理』(有斐閣、2000 年) 587 頁。
- 7) 田中秀幸「判解 (Ⅱ) 最判解民事篇平成 21 年度(上) 65 頁。従来の判例の傾向につき、伊藤栄寿「共同相続における預金債権の取扱い」名法 250 号(2013 年) 158 頁以下が、遺産性質アプローチと預金払戻アプローチの 2 つに整理している(後者では契約の視点を持ち込む萌芽が見て取れる)。
- 8) 森田宏樹「可分債権の遺産分割における取扱い——預金口座にかかる預金債権の相続について」論究ジュリ 20 号(2017 年) 12 頁以下が、預金契約を、継続的な消費寄託契約と預金口座契約の複合的な法律関係と捉えた上での分析を提供する。川地宏行「共同相続における預金債権の帰属と払戻」名法 254 号(2014 年) 930～935 頁は詳細に法的構成を述べる。
- 9) 潮見佳男「預貯金債権の共同相続に関する大法廷決定の意義と課題」金法 2058 号(2017 年) 19 頁は、本決定が預貯金債権限りで準共有構成を採用したと評価している。
- 10) 預金債権に限定したものであるが米倉明「銀行預金債権を中心としてみた可分債権の共同相続」法学雑誌タートンヌマン 6 号(2002 年) 41 頁以下。
- 11) 窪田充見「金銭債務と金銭債権の共同相続」水野紀子編『相続法の立法的課題』(有斐閣、2016 年) 151～152 頁、159～168 頁。論究ジュリ 10 号(2014 年) 119 頁以下の同名論文も参照。
- 12) 広中俊雄＝星野英一編『民法典の百年Ⅳ』(有斐閣、1998 年) 254 頁注 15 [右近健男]。
- 13) 民法(相続関係)等の改正に関する中間試案 6～7 頁 <<http://www.moj.go.jp/content/001201997.pdf>> (2017 年 2 月 8 日最終閲覧)。
- 14) 同旨と評価するのが藤原彰吾「本件判批」金法 2058 号(2017 年)5 頁。その他に用意された規律を意識して「そのものではな」とし、本決定と中間試案の関係を述べるのが潮見・前掲注 9) 19～20 頁。
- 15) 森田・前掲注 8) 23 頁。
- 16) 拙稿「複数当事者への債権債務帰属関係の基本構造——民法(債権関係)改正作業の問題視点とその評価のための準備作業」早研 149 号(2014 年) 153 頁以下参照。